

報告第30号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月2日

提出者 足立区長 近藤 弥生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	令和元年11月1日	東京都葛飾区在住者	平成21年2月24日に貸付けした応急小口資金貸付金300,000円の償還について、計画どおり償還がされず78,000円の償還残額がある。当該債務者（2名）に対して行った支払督促について民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起をしたところ、相手方から一括納付の申出がされたため、和解契約書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額78,000円を令和元年11月6日限り支払う。相手方が全額を遅滞なく支払ったときは、区は相手方に対する訴訟を取り下げる。期限どおりに償還残額の全額が支払われたとき、区はその余の請求を放棄する。
2	令和元年11月5日	東京都北区在住者	平成25年7月11日に請求した児童手当過払金225,000円の償還について、償還がされず、総額225,000円の償還残額がある。東京簡易裁判所に訴訟を提起し、訴訟において顧問弁護士が交渉した結果、一括納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、児童手当過払金の償還残額225,000円を一括で支払う。相手方は、支払いを怠ったときは、残金及び遅延損害金（期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで）を直ちに支払う。
3	令和元年11月8日	茨城県取手市在住者	平成26年9月19日に請求した児童扶養手当過払金248,580円の償還について、計画どおり償還がされず248,580円の償還残額がある。支払督促に対し「返済意思あり」と回答があり、償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、児童扶養手当過払金の償還残額248,580円を分割により毎月3,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が6,000円に達したときは、残額及び延滞損害金（期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで）を直ちに支払う。